



# 消費生活センターだより

■編集・発行 稲城市・稲城市消費生活センター運営協議会 ■問い合わせ 稲城市市民協働課 Tel.378-2111(内線 272)

## まずは相談!

### インターネットの書き込み(噂)をうのみにしなさい!

もし、あなたに知らない所から督促状が届いたり、何か契約で困った時に、その対処方法の情報をどのように入手しますか?

平成 29 年度の消費者白書(消費者庁発行)によれば、15 歳以上の全世代の平均 49.0% の人が、契約やサービスのトラブルに遭った際に最初にインターネット検索していました。



口コミサイトや一般の人も自由に回答を書き込める Q&A サイトの中には、間違っていたり不確かだったりする情報も少なくありません。

### [こんな相談がありました]

数か月前から、自宅に未払い金の督促状が届くようになった。インターネット検索してみると、多数の人に架空請求・詐欺の督促状が届いているとのコメントがあった。この件も同じケースだろうと思い、それを信じて無視していた。すると弁護士事務所から 2 万円の催告状が届いたため、再びインターネットで検索をすると、弁護士を装った詐欺とあったので放置した。3 か月後に裁判所から差押通知が届いた。どうしたらよいか。



\*\*\*\*\*

この事例の場合、督促状を送っていたのは動画配信サイトの会社でした。実は過去に「1

か月お試し無料」登録したものの、ほとんど視聴せず退会手続きを忘れていたため、未払い会費が発生していたのです。督促状や弁護士からの最後通告を、インターネット上の情報だけで対処した為に、手遅れになってしまいました。

### [アドバイス]

トラブルに遭っている時、どの情報を利用するかは、解決する上でとても重要です。検索する際は、公的機関や顔が見える専門家の情報を参考にしましょう。具体的な対処法については、できるだけ早く消費生活センターへご相談ください。(消費生活相談員)



消費者庁イラスト集より

### 成人式で啓発活動を行いました

1 月14日(祝・月)によみうりランドで行われた成人式の際に、若者向けの消費者啓発活動を行いました。消費者トラブルにあう危険度チェックができるクリアファイル、消費生活センターのパンフレット、悪質商法に対する注意喚起チラシ、啓発四コママンガなどを配布しました。



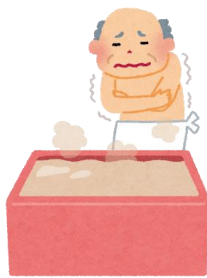
### 冬季に多発する入浴中の事故にご注意!

入浴中の事故は、持病がない場合、前兆がない場合でも発生するおそれがあります。高齢者の事故のうち「不慮の溺死及び溺水」による死亡者は年々増加傾向にあります。こ

これらの多くは「家」、「居住施設」の「浴槽」における入浴中の事故であり、11月～3月の冬季に多く発生しています。今の季節は特に注意が必要です。

高齢者の入浴中の事故は発生すると入院が必要になる割合が非常に高く、事故の予防が必要です。そのためは、高齢者の方本人が注意するとともに家族の方など周りの方も一緒になって事故を防止することが大切です。

入浴中の事故を防止するために、以下の点について確認しておきましょう。



①入浴中に脱衣所や浴室を暖めましょう。



②湯温は 41 度以下、湯につかる時間は 10 分までを目安にしましょう。

③浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。

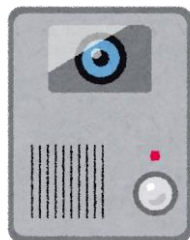
④食後すぐの入浴、またアルコールが抜けていない状態での入浴は控えましょう。

⑤精神安定剤、睡眠薬などの服用後の入浴は危険ですので注意しましょう。

⑥入浴する前に同居者に一声かけて、見回ってもらいましょう。(消費者庁 HP より)

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

消費生活センターにお越しの際は  
インターフォンを押してください



平成 30 年の 8 月より消費生活センターが所在する施設内の改修工事に伴い、1階エントランスのドアがオートロックになりました。お越しの際は「消費生活セ

ンター」のインターフォンを押してからお入りください。またお帰りの際は、ロックがかかっておりますので、銀色のつまみを右に回してロックを解除してドアを開けてください。



「第四文化センターのつどい」に  
出店します！

日時：2月23日(土)

午前 10 時～午後 3 時

第 35 回第四文化センターのつどいに、消費生活センターと消費生活センター運営協議会が出店します。子供向け・大人向けのクイズなどに答えると景品がもらえます。(景品はなくなり次第終了)是非、会場にお越しください。



クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

## 稲城市消費生活センター 相談電話 042-378-3738

### 相談受付時間

月～金曜日(年末年始・祝日除く)

午前 9 時 30 分～正午、

午後 1 時～3 時 30 分

相談の際は、

①相談内容をまとめたもの

②契約書、保証書など、相談に関する資料  
などを準備いただくとスムーズです。

